

第17回滋賀県子ども若者審議会 次第

日 時：令和4年10月17日（月）
15時00分～16時45分

場 所：滋賀県庁本館3階 特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 淡海子ども・若者プランの取組状況について

(2) 子どもや若者に関する新たな条例を検討するにあたって

(3) その他

3 閉 会

〔配付資料〕

資料1 子ども若者審議会について（附属機関条例・審議会規則）

資料2 淡海子ども・若者プランの取組状況について

資料3 子どもや若者に関する新たな条例を検討するにあたって

滋賀県子ども若者審議会委員名簿

(任期 委嘱の日～令和4年11月10日)

(50音順、敬称略)

氏名	現職	
池内 正博	(一社)滋賀県労働者福祉協議会理事	
小椋 学	東近江市こども政策課長	新
菊地 美和子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会副会長	
倉永 奈由子	公募委員	
小西 直美	豊郷町教育次長	新
静永 賢瑞	(一社)滋賀県保育協議会会長	
清水 友子	滋賀県国公立幼稚園・こども園長会副会長	新
住吉 厚志	滋賀県小学校長会	新
高橋 啓子	元 聖泉大学副学長	
棚田 のぞみ	滋賀県市町保健師協議会理事	新
土田 美世子	龍谷大学社会学部教授	
富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会会長	
中井 昇	滋賀県PTA連絡協議会理事	新
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科特任教授	
林 章浩	(一社)滋賀経済産業協会	
宮本 麻里	合同会社LOCO代表	
山之内 洋	滋賀県児童福祉入所施設協議会会長	新
山本 身江子	滋賀県青少年育成県民会議副会長	
渡部 雅之	滋賀大学理事・副学長	

滋賀県子ども若者審議会について

1 審議会の概要

(1) 設置根拠

滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年 7 月 5 日滋賀県条例第 53 号）

(2) 担当事務

知事の諮問に応じて子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 4 項各号に掲げる事項その他子どもおよび若者に関する総合的な施策の推進に関する事項について調査審議すること。

(3) 委員の数

20 人以内

(4) 委員の構成

学識経験を有する者、その他知事が適当と認める者

(5) 委員の任期

3 年

2 部会の設置

(1) 設置根拠

滋賀県子ども若者審議会規則（平成 25 年 7 月 5 日滋賀県規則第 61 号）

(2) 臨時委員（規則第 3 条）

審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 淡海子ども・若者プランについて

(1) 計画策定について

本県では、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的に推進していくため、「淡海子ども・若者プラン」を策定し、各施策の推進に取り組んでいる。現行プランは令和 2 年 3 月に改訂。

(2) 計画の位置付け

本県において取り組むべき子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。併せて、法に基づく以下の計画の位置付けも併せ持つ。

- ◆子ども・若者育成支援推進法に規定される「都道府県子ども・若者計画」
- ◆子ども・子育て支援法に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される「自立促進計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法に規定される「都道府県行動計画」
- ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」

○滋賀県附属機関設置条例（抜粋）

平成25年7月5日滋賀県条例第53号

滋賀県附属機関設置条例をここに公布する。

滋賀県附属機関設置条例

（趣旨）

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第3項の表に掲げる附属機関にあつては、知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中略）

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

（中略）

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県子ども 若者審議会	知事の諮問に応じて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事項その他子どもおよび若者に関する総合的な施策の推進に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	3年

（中略）

2 教育委員会の附属機関（省略）

3 知事および教育委員会の附属機関（省略）

○滋賀県子ども若者審議会規則

平成25年7月5日

滋賀県規則第61号

改正 平成26年4月1日規則第32号

滋賀県子ども若者審議会規則をここに公布する。

滋賀県子ども若者審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県子ども若者審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康医療福祉部子ども・青少年局において処理する。

(一部改正〔平成26年規則32号〕)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県青少年問題協議会規則(昭和28年滋賀県規則第45号)は、廃止する。

付 則(平成26年規則第32号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策1 社会全体で子育て・子育てを応援

基本目標												
（1）子どもの人権が尊重される社会環境づくり												
基本目標												
滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。												
施策の方向性												
県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。												
（2）子ども・若者の育成支援についての理解の促進												
基本目標												
社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めます。												
施策の方向性												
子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切に地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやぎずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。												
（3）共生社会に向けた多様なニーズへの支援												
基本目標												
障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。												
施策の方向性												
共生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。												
指標	現状		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績									令和6年度		
家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町		6市町	7市町	8市町	達成見込み				12市町	教委・生涯学習課	
放課後等デイサービス事業所数	2,187人 [平成31年3月サービス提供分]		2,318人 [令和2年3月サービス提供分]	2,668人 [令和3年3月サービス提供分]	2,900人 [令和4年3月サービス提供分]	達成可能				滋賀県障害者プランによる見込量 (2,625人令和2年度)	障害福祉課	滋賀県障害者プラン 2021による見込量 (3,996人令和5年度)
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。)	小学生78.5% 中学生75.5% 高校生87.4%		小学生87.5% 中学生84.5% 高校生79.1%	小学生90.4% 中学生89.9% 高校生83.2%	小学生95.4% 中学生95.2% 高校生80.3%	小・中学生で前年度比増となっている。全ての校種での目標達成に向けてさらに取組を推進する。				小学生100% 中学生100% 高校生100% (令和5年度)	教委・特別支援教育課	
評価、課題、今後の展開	評価											
	<p>○長期化するコロナ禍において、人ど入とのつながりの分断により、様々な課題を抱えつつ孤立しがちな保護者が増加し、子どもの育ちを地域全体で支えることがさらに求められる中、地域住民等で構成される家庭教育支援チームを組織する市町数は増加しており、地域で支える体制が整備されてきている。</p> <p>○放課後等デイサービスについては、利用ニーズが増加傾向にあるが、事業所数についても近年大幅に増加していることから、必要とされているサービスの提供は概ねできていると考える。</p> <p>○「個別の教育支援計画」の作成率は、高校で下がっているものの、小・中学校においては前年度より上がっており、障害の状態に応じたきめ細かな指導や関係機関との連携を行う取組を進めることが必要であるという意識は高まっている。</p>											
評価、課題、今後の展開	課題、今後の展開											
	<p>○各地域の状況に応じた「訪問型家庭教育支援」が求められることから、今後の取組拡大に向けて新たなモデル市町での取組と持続可能な体制づくり、人材育成・確保のための専門的な講座の開催、市町担当者とのネットワークづくりと伴走支援により県域への普及拡大を図る。</p> <p>○放課後等デイサービス事業所数の増加に伴い、支援の質の向上が課題となっている。また、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れ可能な事業所が南部圏域に偏在していることから、他圏域でも必要なサービスが提供されることを目指す。</p> <p>○「個別の教育支援計画」の作成率は目標達成に至っていないほか、計画の活用が十分でないという課題がある。この課題をふまえて、今後も引き続き、県主催の研修会の他、市町教育委員会や学校への訪問においても計画の意義を確認し、作成・活用の推進および啓発を図っていく必要がある。</p>											

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策2 安心・安全な子育て環境

(1) 安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくり	
基本目標 結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていきける環境をつくります。	施策の方向性 子どもを生み、育てることへの希望を高めるとともに、それらに対する不安を解消し、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。
(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
基本目標 すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した地域における子育て支援の充実を図り、子育ての不安や負担感を解消します。	施策の方向性 子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。
(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
基本目標 就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図り、適切な教育・保育を提供します。	施策の方向性 潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育)の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。
(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
基本目標 子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。 また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境をつくります。	施策の方向性 子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。
(5) 仕事と家庭の両立支援	
基本目標 男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、仕事と家庭の両立ができる社会環境をつくります。	施策の方向性 長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組を促進します。 また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めるとともに男性が積極的に子育てに関わる機運を醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
周産期の死亡児数 (出産1,000人あたり人数)	3.2人 [平成29年]	3.3人 [平成30年]	4.3人 [令和元年]	2.7人 [令和2年]	令和2年は全国の平均値を下回ったが、長期的に観測すべき指標であるため、R5まで経過を見ていく必要がある。				H29～R4の平均値が全国平均より低い(R5目標)	健康寿命推進課	
認定こども園等利用定員数											
3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	24,444人	23,950人	23,869人	23,500人	目標を達成する見込み				20,149人	子ども・青少年局	
3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	20,631人	21,291人	22,157人	22,891人	目標達成に向けた更なる取組が必要				24,591人	子ども・青少年局	
3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	13,487人	14,325人	14,945人	15,506人	目標達成に向けた更なる取組が必要				16,760人	子ども・青少年局	
一時預かり事業の実施											
一時預かり事業(幼稚園型)提供体制	182,681人 (利用者数)	258,911人	358,072人	400,207人	目標を達成する見込み				308,277人	子ども・青少年局	こども園へ移行した施設数の増等による増加
一時預かり事業(幼稚園型以外)提供体制	47,019人 (利用者数)	50,277人	59,748人	76,222人	目標達成に向けた更なる取組が必要				81,690人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、事業休止・廃止した園等があったため。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
延長保育提供体制	7,778人 (利用者数)	13,643人	12,621人	13,234人	目標達成に向けた更なる取組が必要				13,994人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、受け皿を減らした市町があったため。
病児保育提供体制	16,858人 (利用者数)	14,722人	21,744人	22,599人	目標達成に向けた更なる取組が必要				23,590人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、受け皿を減らした市町があったため。
利用者支援事業実施か所数											
基本型	22か所	26か所	29か所	30か所	目標達成に向けた更なる取組が必要				39か所	子ども・青少年局	
特定型	6か所	7か所	7か所	8か所	目標達成に向けた更なる取組が必要				12か所	子ども・青少年局	
母子保健型	26か所	26か所	28か所	28か所	目標を達成する見込み				27か所	子ども・青少年局	
地域子育て支援拠点事業拠点数	88か所	91か所	87か所	85か所	目標達成に向けた更なる取組が必要				90か所	子ども・青少年局	
子育て短期支援事業提供体制 (ショートステイ)	214人 (利用者数)	262人	587人	645人	目標を達成する見込み				698人	子ども・青少年局	保護者へのレスパイト提案によるケース利用者、育児疲れによる利用者増
子育て短期支援事業提供体制 (トワイライトステイ)	165人 (利用者数)	212人	166人	215人	目標を達成する見込み				235人	子ども・青少年局	
ファミリー・サポート・センター事業提供体制	17,319人 (利用者数)	17,228人	16,016人	17,374人	目標達成に向けた更なる取組が必要				19,506人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、受け皿を減らした市町があったため。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)利用定員数	17,041人 (H30.5.1 利用児童数)	19,610人	22,136人	21,595人	目標達成に向けた更なる取組が必要				23,678人	子ども・青少年局	
乳児家庭全戸訪問事業実施率	81.9%	80.8%	68.9%	66.7%	目標達成に向けた更なる取組が必要				100%	子ども・青少年局	
養育支援訪問事業訪問数	5,036人	5,289人	5,227人	5,248人	目標達成に向けた更なる取組が必要				6,062人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、受け皿を減らした市町があったため。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
妊婦健診提供体制	139,799回 [平成29年度]	132,581回	125,547回	123,724回	妊娠届出数が11,528(H30)→8,262(R2)、出生数11,350人(H30)→10,627(R1)とそもその母数が減少している。ここ10年の出生数は平均して年250人程度ずつ減少しているため、令和6年度の出生数の見込みとしては、約9,400人程度と思われる。一般的な妊婦健診の受診回数は14回と言われているため、9400人の妊婦全員が14回受診しても131,600回となるため、目標達成はしないと思われる。				155,703回	健康寿命推進課	
産前・産後サポート事業の取組市町数	15市町	15市町	15市町	16市町	達成する見込み				全市町	健康寿命推進課	
産後ケア事業の取組市町数	15市町	18市町	18市町	19市町	達成済				全市町	健康寿命推進課	
認定こども園等従事者数(幼稚園教諭・保育士等)	9,744人	10,108人	10,315人	10,509人	目標達成に向けた更なる取組が必要				11,933人	子ども・青少年局	
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(従業員数100人以下の企業)	555社	589社	601社	616社	R3末時点での目標値660社を大きく下回っているが、滋賀労働局や社会保険労務士会との連携により目標達成を目指す。				730社	労働雇用政策課	
男性の育児休業取得率	4.1%	3.8%	14.5%	13.2%	既に令和6年度の目標値を大きく上回っている。				6.0%	労働雇用政策課	
評価、課題、今後の展開	<p>評価</p> <p>○認定こども園等の利用定員や従事者の確保に向けた取組を進め、待機児童数が減少した。</p> <p>○コロナ禍において在宅ワークや外出機会の減少等により、子どもと過ごす時間が長くなることで、孤立やストレスによる虐待につながらないよう、感染症対策を十分に講じながら、子育て中の親子同士が気軽に集まり相互交流ができる場づくりを推進した。</p> <p>○産前産後サポート事業、産後ケア事業がすべての市町で実施され、妊娠期からの切れ目のない支援体制が充実した。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数については、長引くコロナ禍の影響を受けて、多くの中小企業が事業の継続に注力されたこともあり、新規登録とあわせて更新手続きについても低調であった。</p> <p>○男性の育児休業取得率は令和2年度から令和6年度の目標値を大きく上回る値となっている。</p> <p>課題、今後の展開</p> <p>○すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実が図られるよう、引き続き市町へ働きかける。</p> <p>○減少傾向にある待機児童の解消に向けて、引き続き利用定員や従事者の確保に向けた取組を図るとともに、人口減少地域における施設等の支援についても検討を行う必要がある。</p> <p>○平成31年から働き方改革関連法が順次施行され、長時間労働の抑制等多様な働き方の実現や女性をはじめとする多様な人材が活躍するための法整備は整いつつあるが、企業規模が小さい企業ほど仕事との両立がしやすい職場環境が整っていない現状がある。今後、働き方改革サポート診断事業により中小企業の取組を促進するとともに、労働局等の関係機関と連携するなど周知活動を強化することで、引き続き目標達成を目指す。</p> <p>○育児・介護休業法の改正により、「産後パパ育休」制度の創設をはじめとして、男性の育児休業がより取得しやすくなる(令和4年10月1日施行)。男性の育児休業取得率については、令和2年度より目標値を大きく上回っているところであるが、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりとともに、男性が積極的に子育てに関わる機運を引き続き醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援する。</p>										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策3 子ども・若者の健やかな育ち

（1）様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進											
基本目標 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。		施策の方向性 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にもに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組めます。									
（2）「生きる力」を育む学校教育等の充実											
基本目標 基本的な生活習慣の定着など子どもの「学ぶ力」の向上を基盤に、子どもが確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けます。		施策の方向性 子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋養の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。									
（3）若者の社会的自立・職業的自立の促進											
基本目標 子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。		施策の方向性 社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。									
指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115か所	130箇所	142箇所	153箇所	子ども食堂の周知啓発を継続し取組への参加者を増やすことで、目標達成を目指す。				300か所	子ども・青少年局	
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	1,795店舗	1,979店舗	2,158店舗	2,256店舗	目標達成に向けた更なる取組が必要				2,120店舗→2,400店舗	子ども・青少年局	
しがこども体験学校参加団体数	155団体	157団体	161団体	172団体	引き続き、周知を続けていくことで、目標達成の見込みあり。				200団体	子ども・青少年局	
評価、課題、今後の展開	<p>評価</p> <p>○「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じた公私協働のサポート等を継続して実施することで、子ども食堂開設数は153箇所に増加し、コロナ禍においても地域の中での子どもたちの居場所の確保につながっている。</p> <p>○社会全体で子育てを応援する機運の醸成を進めるため、子育てを応援するサービスの実施を賛同する企業等に働きかけ、「淡海子育て応援団」として登録される地域協力事業数は順調に増えている。</p> <p>○しがこども体験学校参加団体数は、子どもたちへの広報パンフレットを見て参加希望を示されるなど順調に増えており、コロナ禍においても、子どもたちの体験活動の充実につながっている。</p>										
	<p>課題、今後の展開</p> <p>○引き続き企業に子育てを応援するサービスの実施を働きかけ、「淡海子育て応援団」への登録を促すとともに、多様な人々を子どもの居場所づくりに巻き込んでいこう、子ども食堂も含めた子どもの居場所づくりに取り組む団体・事業者等を支援し、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進める。</p> <p>○しがこども体験学校の実施にあたっては、県内の地域により参加団体数に差があるため、北部を中心に新規開拓をしていく。</p>										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策4 青少年の健全な成長

基本目標											
（1）青少年の健全育成の推進											
基本目標		施策の方向性									
青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健全な成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができ環境整備をします。		青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。									
（2）いじめの加害者や非行少年等への対応											
基本目標		施策の方向性									
いじめの加害や非行を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して適切に対応します。また、非行などの課題がある青少年への立ち直り支援や社会生活上の困難を有する子ども・若者への切れ目ない支援を行います。		いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。									
指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
しが若者ミーティング参加者数	—	—	中止	37人	目標達成のためには、さらなる取組の強化が必要である。				300人	子ども・青少年局	
青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	82.7% (H26～H30の平均約75%)	77.4%	62.5%	88.2%	目標を達成する見込み。				80.0%	子ども・青少年局	
滋賀県青年大会参加者数	375人	390人	中止	44人 新型コロナウイルスにより、体育の部は中止とし、文化の一部の種目のみ実施。	新型コロナウイルスにより、開催方法や内容の見直しを行っているため、目標達成は厳しい。				500人	子ども・青少年局	
住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合 (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計)	全国平均(小:62.7%、中:45.6%)を上回る 小学生 72.5% 中学生 52.4%	全国平均(小:68.0%、中:50.6%)を上回る 小学生 77.2% 中学生 58.7%	全校調査は中止 県独自調査の結果 小学生 73.3% 中学生 52.4% ※ほぼ全ての小中学校(1、2クラス抽出)で調査を実施	全国平均(小:58.1%、中:43.7%)を上回る 小学生 67.7% 中学生 51.3%	令和3年度の数値が下がったことについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域の行事が減ったことが関係していると思われる。今後、地域の行事が開催されれば増加する見込みがある。				全国平均を上回り、かつ 小学生 80.0% 中学生 70.0%	教委・幼小中教育課	
携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%	69.9%	74.2%	82.8%	目標を達成する見込み。				65.0%	子ども・青少年局	
評価、課題、今後の展開	<p>評価</p> <p>〇しが若者ミーティングや滋賀県青年大会は、新型コロナウイルスの影響で参加者数は少ないものの、若者の社会参画意識の向上や地域活動等への主体的な参画促進に向けたきっかけづくりとなった。</p> <p>〇少年センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能(あすくる)の活用により、市町や学校、関係機関との連携のもと、少年の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、学校復帰等につながった。コロナ禍においては、オンラインによる支援活動や感染予防対策を講じた通所による支援活動を継続し、途切れない支援活動を実施した。</p> <p>〇児童・生徒の地域行事への参加率は、全国平均と比べて高く、令和元年度までは増加していたが、令和2年度以降は減少している。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地域行事が減少または中止されたことが原因であると考えられる。</p>										
	<p>課題、今後の展開</p> <p>〇引き続き青少年団体の活性化や青少年の健全育成を推進するため、活動に参加する青少年を増やすとともに、次代を担うリーダーの育成を図っていく必要がある。</p> <p>〇非行少年の置かれている環境は様々であり、立ち直り支援を進めるためには、対象少年の特性にあった支援プログラムの推進と、支援する者の知識・技術の向上、関係機関との連携強化および情報共有を図る必要がある。また、支援対象少年には不登校・ひきこもりなどの心の問題を抱える者が増加傾向にあることから、専門機関等との情報交換等の連携を図る必要がある。</p> <p>〇児童・生徒の地域行事への参加機会が減少したことで、地域との関わりが希薄になっていくことが懸念される。今後、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうにしたがって、地域行事の再開が期待できるため、児童・生徒が積極的に参加できるよう、学校と地域が連携して働きかけを行う等の取組を進めていく必要がある。</p>										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策5 社会的養護の推進

(1) 児童虐待の未然防止	
基本目標 児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。	施策の方向性 児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負担、③親族、地域との関係の希薄化に伴う社会的孤立、④保護者から見た子どもの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合っていることから、児童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えています。
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	
基本目標 保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組む、児童虐待の重篤化を防ぎます。	施策の方向性 保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。 このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。
(3) 子どもの保護・ケア	
基本目標 社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。	施策の方向性 家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めます。 また、子どものニーズに応じてできる限り良好な家庭環境で生活できるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。 なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、あるいは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担っていることから、本県では里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
基本目標 社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活ができる社会をつくります。	施策の方向性 施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもと将来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。 また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化	
基本目標 子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。	施策の方向性 子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	37.6%	-	-	42.2%	施設訪問時や研修等、職員・里親に対する周知啓発を継続し、目標達成を目指す。				100%	子ども・青少年局	
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	-	-	-	72.7%	令和6年度の目標達成に向けてより一層取組を進める必要がある。				100%	子ども・青少年局	
養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	11市町	11市町	11市町	目標達成のためには更なる取組の強化が必要。				全市町	子ども・青少年局	
産婦健康診査事業の取組市町数	2市	2市	2市	2市町	R4年度に集合契約について支援を実施。達成できる可能性はある。				全市町	健康寿命推進課	
里親等委託率	34.3%	36.5%	34.7%	35.9%	目標達成のためには更なる取組の強化が必要。				48.3%		
3歳未満	28.6%	45.5%	14.3%	21.7%	目標達成のためには更なる取組の強化が必要。				52.2%	子ども・青少年局	
3歳以上就学前	25.0%	22.6%	38.5%	42.3%	目標達成のためには更なる取組の強化が必要。				46.2%	子ども・青少年局	
学童期以降	35.7%	37.5%	36.2%	36.6%	目標達成のためには更なる取組の強化が必要。				48.2%	子ども・青少年局	

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
養育里親の新規登録者数(世帯)	19世帯	25家庭	21世帯	19世帯	目標を達成する見込み				20世帯/年	子ども・青少年局	
中学校区別の養育里親登録率	68.0%	72.2%	75.3%	76.8%	目標達成のためには更なる取組の強化が必要。				100%	子ども・青少年局	
里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率	83.1%	92.2%	81.1%	97.9%	進学率、就職率の向上を図るため、引き続き家庭養育が推進されるよう各事業を継続していく必要がある。				100%	子ども・青少年局	
乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	地域小規模グループケアを実施できる居宅を整備していくことで、本体施設に一時保護専用機能を持たせることができるため、引き続き整備を推進していく必要がある。				3箇所	子ども・青少年局	
小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数(本体施設から地域へ移行する定員数)	36人(6箇所)	30人(5箇所)	36人(6箇所)	42人(7箇所)	引き続き地域小規模グループケアを実施できる居宅を整備していくため、補助事業等を継続していく必要がある。				78人(13箇所)	子ども・青少年局	
市町子ども家庭総合支援拠点設置数	4市	5市	8市	11市	子どもとその家族、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点について、2022年までにすべての市町に設置が求められている。				全市町	子ども・青少年局	
評価、課題、今後の展開	<p>評価</p> <p>○11月の児童虐待防止推進月間においては、民間企業にポスターの掲示やオレンジリボンの着用を依頼し、商業施設での啓発活動によるオレンジリボンキャンペーン等の周知により、地域住民の虐待防止への関心を高め、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげた。</p> <p>○若者にコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談の窓口を設けることで、窓口の多様化を図り、これまで相談に繋がりにくかった若者等が相談しやすい環境を整備した。</p> <p>○令和6年度に東近江圏域(日野町)に設置を予定している新たな子ども家庭相談センターの準備を計画的に進め、子どもの安全・安心を最優先に、市町と連携して迅速かつ適切に対応できる体制の強化に向けて取り組んでいる。</p> <p>○令和2年3月に改訂した「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、令和3年度から里親のリクルート、認定研修、養成、マッチング、登録後支援を包括的に行うフォスタリング業務を県内社会福祉法人に委託し、質の高い里親の養成を図ることで、子どもにとって最適な里親の提案を行うとともに、里親の情報を一元的に管理することで、市町への里親情報の提供など新たな支援に取り組んでいる。</p> <p>課題、今後の展開</p> <p>○産後うつ等の早期発見として重要である産婦健診については、現在2市町の実施にとどまっていることから、多くの市町で実施できるよう支援に取り組んでいく。</p> <p>○児童虐待相談件数は年々増加し、対応も複雑化・困難化していることから、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮し、県内いずれの地域においても、より丁寧なケース支援、より迅速な緊急対応ができる体制づくりを行い、市町や関係機関と連携しながら県全体の子どもの家庭相談体制を強化する必要がある。</p> <p>○家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することとしており、里親制度の普及啓発や里親支援の更なる強化が必要である。</p>										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策6 子どもの貧困対策

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援	
基本目標 学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援を通じた教育費負担の軽減を図ります。	施策の方向性 貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。
(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援	
基本目標 相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないようにします。	施策の方向性 保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。
(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
基本目標 貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。	施策の方向性 保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めます。
(4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援	
基本目標 生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。	施策の方向性 ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
ひとり親家庭の親の就業率(正社員)	母子:41.3% 父子:67.5%	-	-	-	次期調査はR5年度実施予定				母子:44.0% 父子:77.8%	子ども・青少年局	
スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援学校数およびスクールカウンセラー(SC)の配置・派遣率	【SSW】 SSWが支援した学校数:184校 【SC】 SCの配置・派遣率:95.6%	【SSW】 SSWが支援した学校数:183校 【SC】 SCの配置・派遣率:94.0%	【SSW】 SSWが支援した学校数:188校 【SC】 SCの配置・派遣率:92.8%	【SSW】 SSWが支援した学校数:204校 【SC】 SCの配置・派遣率:95.6%	【SSW】 達成することができた。今後も継続して支援を続ける。 【SC】 現状では、ほぼ達成できる見込みである。				【SSW】 SSWが支援した学校数:200校 【SC】 SCの配置・派遣率:100%	教委・幼小中教育課	
就学援助制度に関する周知状況	進級時 89.5% 入学時 94.7% [平成29年度]	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時対象児童に就学援助制度の書類を配布をして令和4年度実績より達成する見込みである。 入学時については達成済みである。				進級時 100% 入学時 100%	教委・幼小中教育課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% [平成28年度]	98.3% [平成30年度]	96.2% [令和元年度]	93.6% [令和2年度]	引き続き令和6年度目標達成に向けて対象者を支援していく。				99.2%	健康福祉政策課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3% [平成28年度]	3.6% [平成30年度]	3.1% [令和元年度]	3.3% [令和2年度]	引き続き令和6年度目標達成に向けて対象者を支援していく。				1.10%	健康福祉政策課	

評価、課題、今後の展開	評価 ○SSW、SCともに、支援学校数や配置・派遣率で高い水準を保っており、相談件数や対応数が増加するなど、子どもの支援の充実につながっている。 ○就学援助制度の周知について、入学時は全市町、進級時は18市町が実施しており、就学援助の申請ができる環境が整っている。 ○生活保護世帯に属する子どもに対して、学習支援や生活習慣・社会性の育成支援を行い、子どもの学習意欲の向上や健全な成長を促すとともに、高等学校就学時に入学考査料や入学金を含む高等学校等就学費を支給する等金銭的支援を行うことにより、高等学校等進学率および中退率の改善が図られた。
	課題、今後の展開 ○SSW、SCの支援学校数や配置・派遣率の増加には、配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。まずは、SSW、SCの支援が子ども達に行き届くよう、効果的な活用について啓発する。 ○就学援助制度については、引き続き対象児童に周知するよう依頼し、全市町で進級時および入学時において周知率100%を目指す。 ○全県的に高等学校進学率および中退率の更なる改善を図るため、生活保護世帯に属する子どもの支援にあたるケースワーカーが子どもの目線をもった支援や指導を行えるよう、研修等を通して資質向上を図る。 ○引き続き、支援対象の子ども世帯に教育扶助および生業扶助等を支給して生活の安定を図るとともに、関係機関と連携し、修学支援等適切な支援につなげていく。

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策7 ひとり親家庭への支援

(1) 自立のための就労支援	
基本目標 ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保します。	施策の方向性 ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。
(2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援	
基本目標 ひとり親が安心して子育てができるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実、教育環境の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。	施策の方向性 ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など生活面のサポートなどを着実に推進します。また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。
(3) 生活の安定と自立のための経済的支援	
基本目標 経済的支援によりひとり親の生活の安定と経済的自立を目指します。	施策の方向性 ひとり親家庭となり不安を抱える中、県営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。
(4) きめ細かな相談体制と情報提供	
基本目標 ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、相談体制や情報提供の充実を図り、ニーズに合ったきめ細やかな支援を提供します。	施策の方向性 ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数(累計)	130人	135人	144人	128人	目標達成のためには更なる取組の強化が必要。				750人 (R2～R6累計)	子ども・青少年局	
ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	61.4%	—	—	—	次期調査はR5年度実施予定				71.4%	子ども・青少年局	
養育費を受け取っている母子家庭の割合	33.3%	—	—	—	次期調査はR5年度実施予定				50.0%	子ども・青少年局	
母子家庭の暮らし向きに対する意識:(たいへん)苦しいの割合	65.2%	—	—	—	次期調査はR5年度実施予定				国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の計(R5年) 参考:H30年 62.1%	子ども・青少年局	

評価、課題、今後の展開	評価 ○ひとり親家庭に対して自立支援プログラムを策定し、就業を軸とした自立を図るとともに、高等職業訓練促進給付金の支給や民間教育訓練機関等による職業訓練を実施し、就労の促進を図ることができた。 ○養育費の啓発リーフレットを作成・配布したり、公正証書の作成に係る経費を補助したりすることにより、養育費の履行確保に資する取組を行うことができた。 ○母子・父子自立支援員やひとり親家庭福祉推進員の活動を通して、支援を必要としているひとり親家庭に対し情報(サポート定期便等)を届けることができた。
	課題、今後の展開 ○ひとり親は、就業経験が乏しく生計を支えるための十分な収入の確保が難しいケースがあることから、今後も引き続き、母子家庭等就業・自立支援センターのプログラム策定員による自立支援プログラムの策定や資格取得による主体的な能力開発の取組等を支援することで、ひとり親家庭の自立の促進を図っていく必要がある。 ○養育費の支払いの話がまとまった場合は公正証書を作成しておくことや、公正証書に強制執行認諾条項を付けておけば、裁判所の判決と同様に強制執行ができるといったことは、ひとり親にはあまり知られていないため、養育費確保の重要性の周知に一層努めることが重要である。 ○長引くコロナ禍により、子育てに対する負担の増加や収入の減少等の影響を大きく受けているひとり親家庭に対し、必要な情報が必要ときに届くよう、ホームページ等の活用と合わせ、時代に即した情報提供の方法を市町とともに検討していく必要がある。

子どもや若者に関する新たな条例を検討するにあたって

1. なぜ、今、新条例を検討しようとするのか

- ・ 現行の「滋賀県子ども条例」は、平成 14 年(2002年)から検討が進められ、平成 18 年(2006 年)3月に制定されたものである。制定以降一度も改正されておらず、近年の深刻な児童虐待の状況、ネット上の著しい権利侵害、当事者性を重視する権利意識の高まりといった社会情勢の変化を踏まえ、改めて規定を点検し、必要に応じ見直すべきでないか。
- ・ コロナ禍により、人との出会いや貴重な学び・体験の機会が損なわれるなど、子どもたちは様々な制約を受けてきた。これまで、「子どものため」「安全のため」として大人が行ってきたことが、本当に子どものためになってきたのか。もっと、子どもの声を聞くべきでなかったか、との反省。
- ・ 本県が目指す「子どものために、子どもとともにつくる県政」を進めていくために、子どもを大人に守られる存在としてだけでなく、権利行使の主体として捉える「子どもの権利」や意見の尊重、様々な社会活動への参画の機会の確保などについて、社会全体で考え方を共有し、取組を推進すべき。
- ・ さらには、子どもの権利を尊重し、子どもが意見表明するための支援やその意見を聴取し、政策等に反映する具体的な仕組みをつくることを検討すべきでないか。

※【参考】最近の国の動き

- 国においては、令和 4 年 6 月にこども家庭庁設置法案およびこども基本法案が成立した。こども基本法において、「こどもの意見表明機会の確保」が示されている。
- 児童相談所が措置等を行う際の子どもの意見表明を義務化するなどの児童福祉法改正案が成立。令和 6 年 4 月施行の予定。

平成 6 年(1994 年)4 月 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)を日本が批准

令和 4 年(2022 年)6 月 こども家庭庁設置法、こども基本法 成立

※『こども』とは、「心身の発達の過程にある者」と定義

※「全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会活動に参画する機会が確保される」と記載

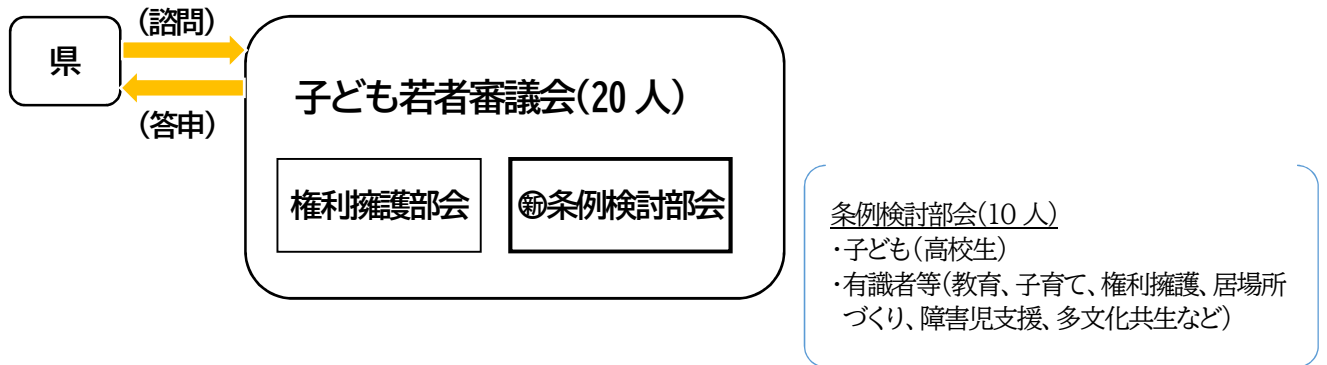
令和 4 年(2022 年)6 月 改正児童福祉法 成立

※ 児童相談所が措置等を行う際の子どもの意見聴取を義務化(R6.4 施行)

※ 子どもの意見表明等の支援事業を県事業として制度化

2. 検討体制（案）

- ・ 新条例の検討について、知事が子ども若者審議会に諮問する。
- ・ 子ども若者審議会に、別途、条例検討部会を設置し、集中的に審議いただく。



※ 併せて、子ども・若者や子育て当事者、関係団体等へのアンケート、ヒアリング等を実施する。

3. スケジュール(想定)

(令和4年度)

10月17日	子ども若者審議会(論点出し)
11月11日	委員改選
11月～12月	子ども若者審議会①(諮問、条例検討部会の設置)
12月～3月	条例検討部会①(論点の整理・検討)
	// ②(論点の検討)
	// ③(骨子案)
3月	子ども若者審議会②(骨子案)

(令和5年度)

5～6月	// ④(素案)
7～9月	// ⑤(⑥)(原案)
10月	子ども若者審議会③(原案)

※次期(R7～)「淡海子ども・若者プラン」改定作業開始

11月	答申
12月～1月	県民政策コメント
2月	条例案上程

4. 主な論点（事務局提示）

(1) 新条例制定の意義

- ・平成18年に制定された「滋賀県子ども条例」（現行条例）がある中、当時と比べて、社会情勢や子どもを取り巻く環境などにどのような変化があったか。どのような課題が顕在化しているか。
 - ・環境変化に合わせて、現行条例から改正すべき点や、新たに規定すべき点は何か。
 - ・新条例を制定することで、どのような効果（インパクト）があるか。
- ⇒なぜ今新たな条例の制定が必要となるのか。

参考資料① 「滋賀県子ども条例」

(2) 新条例の性格等

- ・子どもの権利を含め子どもの育ち・育てる環境づくり全般を規定する「総合条例」とするか、子どもの権利等に特化した「個別条例」とするか。
- ⇒新条例制定とあわせて現行条例を廃止するのか、存続させた上で見直しを図るのか。

※「総合条例」とする場合

- ・「子どもの権利」のほか規定すべき事項は。
- ⇒理念だけでなく、社会づくりを具体化するための規定も必要か。

(3) 「子ども」だけに限定するのか。「子ども」の範囲をどうするのか。

- ・18歳以上の「若者」を対象とするか。「若者」を含む場合、どう表現するか。
- ⇒「滋賀県子ども条例」… 18歳未満の者
- ⇒「こども基本法」… 心身の発達の過程にある者
- ⇒「淡海子ども・若者プラン」… 生まれてから自立するまでの者を幅広く含んだ概念、0歳から概ね30歳未満までの者の総称 ※施策によっては、40歳未満までも対象

(4) 子どもの権利について

- ・尊重すべき「子どもの権利」とは何か。条例においてどのような権利を示すべきか。
- ⇒「子どもの権利条約」の4つの原則（①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利）を規定するのか。

参考資料② 子どもに関する条例の制定状況

参考資料③ 子どもの権利条約ポスター【日本ユニセフ協会】



滋賀県子ども条例

私たちの滋賀は、母なる琵琶湖を抱き山々に囲まれ、豊かな風土、歴史、文化に恵まれた地であり、多くの人が住み続けたいと思う暮らしやすく活力のある県である。この滋賀の地において生まれ育つすべての子どもが健やかに成長していくことは、県民すべての願いである。この滋賀の未来に向けて、私たちは、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これまで、私たちは、大人中心に物事を考え、豊かさや便利さを追い求めてきた。その結果、家庭では、過保護、子どもの虐待など養育力や教育力の低下がみられるようになり、地域社会では、人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつある。また、情報技術の進歩やその普及が、無防備に子どもが有害情報に触れる機会をもたらし、目的意識を持たない子どもの増加などがニートの問題などを生み出すなど、子どもに様々な影響を及ぼしている。

私たち県民は、今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つためには、何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければならない。家庭では、家族の深い愛情と理解によって子どもの豊かな人格を形成するとともに、自立性を培い、地域社会では、子どもの社会性を養うとともに、地域全体で子どもの安全を守り、育ち学ぶ施設では、自ら学び、考え、行動する「生きる力」や勤労観を育成することが求められている。また、県は、子どもの虐待の防止など子どもの人権を保障する取組を進めるとともに、地域の人々の子どもへの関心を高める施策や子どもの居場所づくりなどの取組を進めなければならない。

私たち県民は、ともに手を取りあって、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりに取り組み、滋賀で生まれたことの良さと滋賀で子どもを生み育てることの良さを実感できる社会である「子どもの世紀」の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり（以下「育ち・育てる環境づくり」という。）について、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、育ち・育てる環境づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって次代の社会を担うすべての子どもを健やかにはぐくむ社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

に規定する児童福祉施設および学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校その他の施設のうち、子どもが入所し、通所し、または通学する施設をいう。

（基本理念）

第 3 条 育ち・育てる環境づくりは、子どもが愛情深く大切に育てられるとともに、様々な人々とかかわり、多様な体験をし、および学ぶことにより人間性と能力を豊かにはぐくみ、自立した社会の担い手として育つことを旨として推進されなければならない。

2 育ち・育てる環境づくりは、子どもが次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、社会全体で子どもを育てるとともに、子どもの成長を支援することを旨として推進されなければならない。

3 育ち・育てる環境づくりは、子どもにとって最善の利益が考慮されることを旨として推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める育ち・育てる環境づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携を図るものとする。

（保護者の責務）

第 5 条 父母、里親その他の保護者（以下「保護者」という。）は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、基本理念にのっとり、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならない。

（県民の責務）

第 6 条 県民は、子どもが地域住民、地域で様々な活動を行う事業者または団体等とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、基本理念にのっとり、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において、育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する育ち・育てる環境づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（育ち学ぶ施設の責務）

第 7 条 育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、保護者および地域社会との連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。

（大綱の策定）

第 8 条 知事は、県、保護者、県民および育ち学ぶ施設が一体となって育ち・育てる環境づくりに取り組むための指針として、育ち・育てる環境づくりに関する大綱（以下「大綱」という。）を策定するものとする。

2 大綱には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 育ち・育てる環境づくりに保護者、県民および育ち学ぶ施設（以下「県民等」

という。)が取り組むに当たっての行動の基本となる指針

(2) 育ち・育てる環境づくりに関する施策の総合的な推進を図るための指針

(3) その他育ち・育てる環境づくりの取組に関し必要な事項

3 知事は、大綱を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、大綱を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

(広報活動等)

第9条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する県民等の理解を深めるため、広報活動、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第10条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する活動への県民等の主体的な参画を促進するとともに、県民等またはその組織する団体が行う育ち・育てる環境づくりに関する活動に対して、情報の提供、交流機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第11条 県は、市町に対して、育ち・育てる環境づくりに関する施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(計画の策定)

第12条 知事は、子どもの虐待の防止その他の育ち・育てる環境づくりに関し必要となる施策を計画的に実施するために必要があると認めるときは、当該施策に関する実施計画を策定するものとする。

(相談の処理)

第13条 知事は、子どもの虐待、いじめその他の育ち・育てる環境づくりを推進するに当たっての各般の問題について、子どもをはじめとする県民等から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点の整備)

第14条 県は、県民等による育ち・育てる環境づくりのための活動等を推進するための拠点を整備するものとする。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

子どもに関する条例の制定状況

年度	都道府県	条例名	目的	子どもの権利・利益、意見表明権の規定
H16	北海道	北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例	・少子化対策の推進 ・子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現	第9条（子どもの権利及び利益の尊重）
H18	秋田県	秋田県子ども・子育て支援条例	子ども・子育て支援	第11条（子どもの意見の尊重） 第12条（子どもの権利の救済） 第4章（子どもの権利擁護委員会）
H19	石川県	いしかわ子ども総合条例	子どもが健やかに生まれ育ち、自立した大人となり、希望する結婚をし、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	第4条（子どもの基本的人権の確保） 第5条（子どもの最善の利益の考慮等） ※意見を表明する機会の確保も言及
H21	富山県	とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例	子育て支援・少子化対策の推進	第20条（子どもの権利及び利益の尊重）
H23	三重県	三重県子ども条例	子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定める。 (1)子どもを権利の主体として尊重すること。 (2)子どもの最善の利益を尊重すること。 (3)子どもの力を信頼すること。	第3条（基本理念） 第11条（施策の基本となる事項）
H27	宮城県	みやぎ子ども・子育て県民条例（R4.3改正）	子ども・子育て支援	第9条（子どもの意見の尊重） 第10条（子どもの社会参加の促進）
R3	東京都	東京都こども基本条例	こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念と施策の基本事項を定める	第4条（こどもの権利） 第10条（こどもの意見表明と施策への反映） 第11条（こどもの参加の促進） 第14条（こどもの権利擁護）
R4	山梨県	やまなし子ども条例	子どもの健やかな育ちの支援、子どもの権利の実現	第17条（意見表明や参加の促進）
R4	奈良県	奈良っ子はぐくみ条例	子どものはぐくみ（大切に守るとともに、心身を成長させること）	第12条（子どもの意思の尊重）

※制定年度、条例名は「一般財団法人地方自治研究機構HP」参照

- ・子どもの権利・利益・意見表明権を個別条項として規定しているのは、9都道府県
- ・うち、議員提案条例は、宮城県、東京都、山梨県の3都県で、いずれも近年に制定・改定されている。

三重県子ども条例 (H23)

○前文 (抜粋)

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、(省略) 思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

(省略) 児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる社会づくりに取り組むことを決意し、

○規定の特徴

⇒全15規定のうち、第4条に県の責任、第5～9条を県民の皆さんの役割として、保護者・学校関係者等・事業者・県民等・市町それぞれの役割を明確にしており、第10条で互いに連携し、協働するよう努めることとしており、行政だけでなく、県民の皆さんと一緒に取り組んでいきましょうというメッセージ性が伺える。



(三重県庁 HP 参照)

東京都子ども基本条例 (R3)

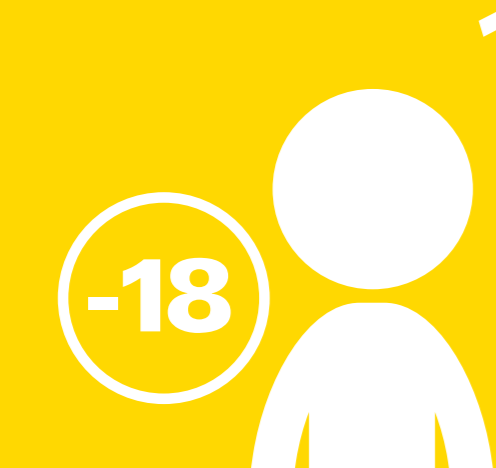











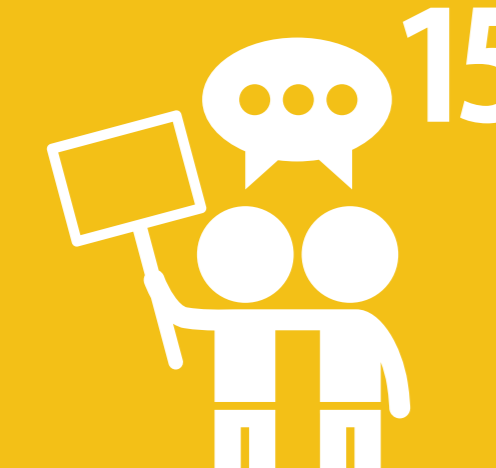


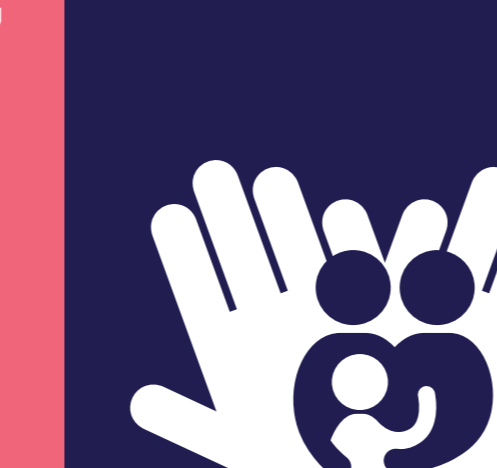





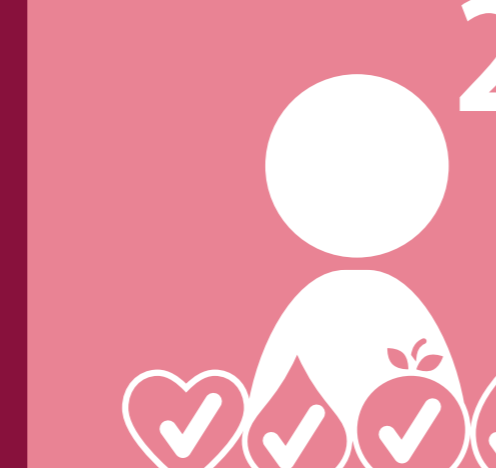
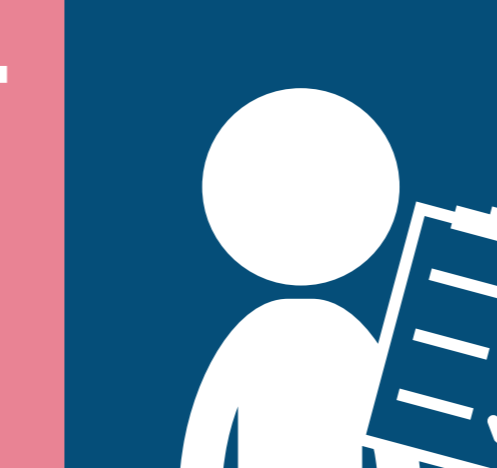




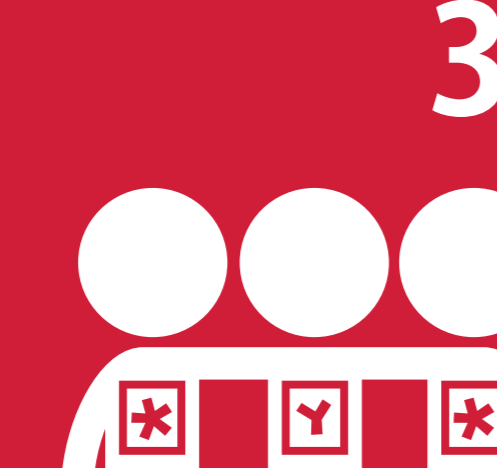

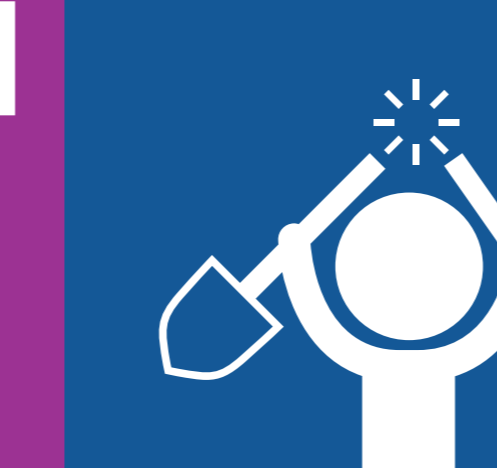

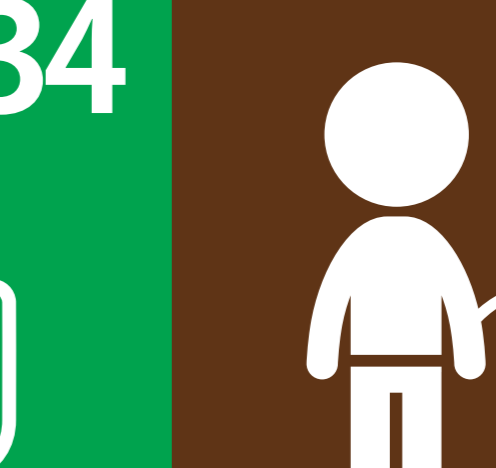



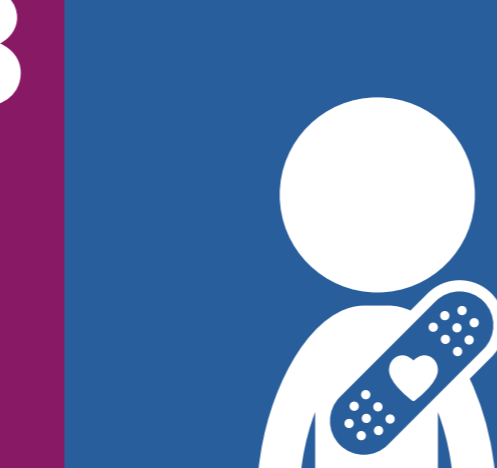



○前文 (抜粋)

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。(省略)

「こどもを大切に作る」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

○規定の特徴

子どもの権利条約の精神にのっとり基本理念を定め、こどもを権利の主体とした上で、都が取り組むべき施策の基本事項をこどもの「安心安全」「遊び場、居場所づくり」「学び、成長への支援」など幅広く規定している。また、「子どもの意見表明と施策の反映」の規定を定めるとともに、附則規定で、(条例の)「検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、子どもの意見を聴く機会を設ける」こととし、子どもの意見を政策に反映するための環境を整えていく姿勢が伺える。

<p>1</p>  <p>子どもの定義</p>	<p>2</p>  <p>差別の禁止</p>	<p>3</p>  <p>子どもにもっともよいことを</p>	<p>4</p>  <p>国の義務</p>	<p>5</p>  <p>親の指導を尊重</p>	<p>6</p>  <p>生きる権利・育つ権利</p>	<p>7</p>  <p>名前・国籍をもつ権利</p>
<p>8</p>  <p>名前・国籍・家族関係が守られる権利</p>	<p>9</p>  <p>親と引き離されない権利</p>	<p>10</p>  <p>別々の国にいる親と会える権利</p>	<p>11</p>  <p>よその国に連れられない権利</p>	<p>12</p>  <p>意見を表す権利</p>	<p>13</p>  <p>表現の自由</p>	<p>14</p>  <p>思想・良心・宗教の自由</p>
<p>15</p>  <p>結社・集会の自由</p>	<p>16</p>  <p>プライバシー・名誉の保護</p>	<p>17</p>  <p>適切な情報の入手</p>	<p>18</p>  <p>子どもの養育はまず親に責任</p>	<p>19</p>  <p>あらゆる暴力からの保護</p>	<p>20</p>  <p>家庭を奪われた子どもの保護</p>	<p>21</p>  <p>養子縁組</p>
<p>22</p>  <p>難民の子ども</p>	<p>23</p>  <p>障がいのある子ども</p>	<p>24</p>  <p>健康・医療への権利</p>	<p>25</p>  <p>施設に入っている子ども</p>	<p>26</p>  <p>社会保障を受ける権利</p>	<p>27</p>  <p>生活水準の確保</p>	<p>28</p>  <p>教育を受ける権利</p>
<p>29</p>  <p>教育の目的</p>	<p>30</p>  <p>少数民族・先住民の子ども</p>	<p>31</p>  <p>休み、遊ぶ権利</p>	<p>32</p>  <p>経済的搾取・有害な労働からの保護</p>	<p>33</p>  <p>麻薬・覚せい剤などからの保護</p>	<p>34</p>  <p>性的搾取からの保護</p>	<p>35</p>  <p>誘拐・売買からの保護</p>
<p>36</p>  <p>あらゆる搾取からの保護</p>	<p>37</p>  <p>拷問・死刑の禁止</p>	<p>38</p>  <p>戦争からの保護</p>	<p>39</p>  <p>被害にあった子どもの回復と社会復帰</p>	<p>40</p>  <p>子どもに関する司法</p>	<p>41</p>  <p>子どもにとってもっともよい法律</p>	<p>42</p>  <p>条約の広報</p>

43-54



条約のしくみ

子どもの権利条約

